乗合型デマンド交通終了のお知らせ

令和5年7月4日より、乗合型の公共交通サービス乗合型デマンド交通実証実験を行っておりましたが、実証期間が終了を迎えることから、**令和7年3月31日**をもって運行を終了いたします。

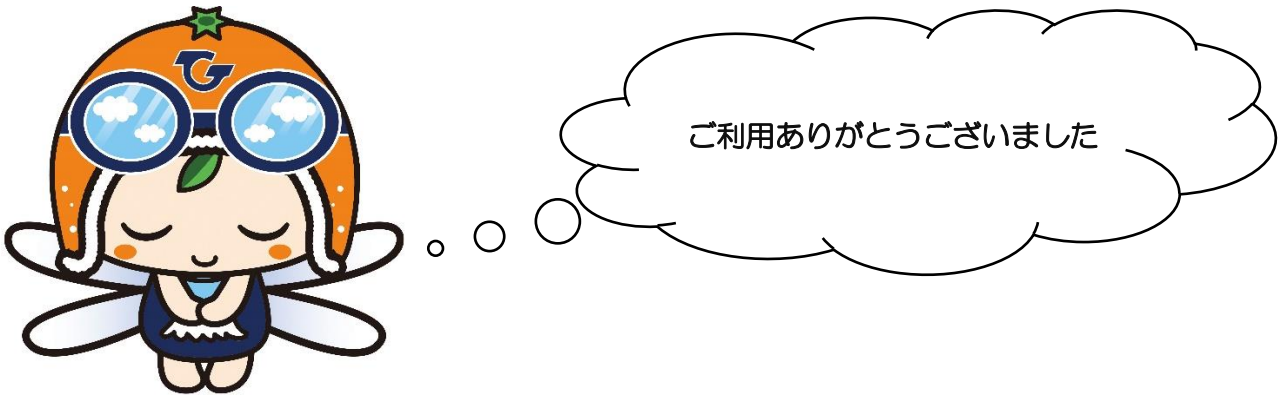

広野町タクシー利用料金助成事業のお知らせ

日常生活での移動手段に不安を感じている高齢者などを対象に、タクシー利用料金の一部を助成します。

令和 7 年度からは助成金額が増額となります。詳細については、裏面をご覧ください。

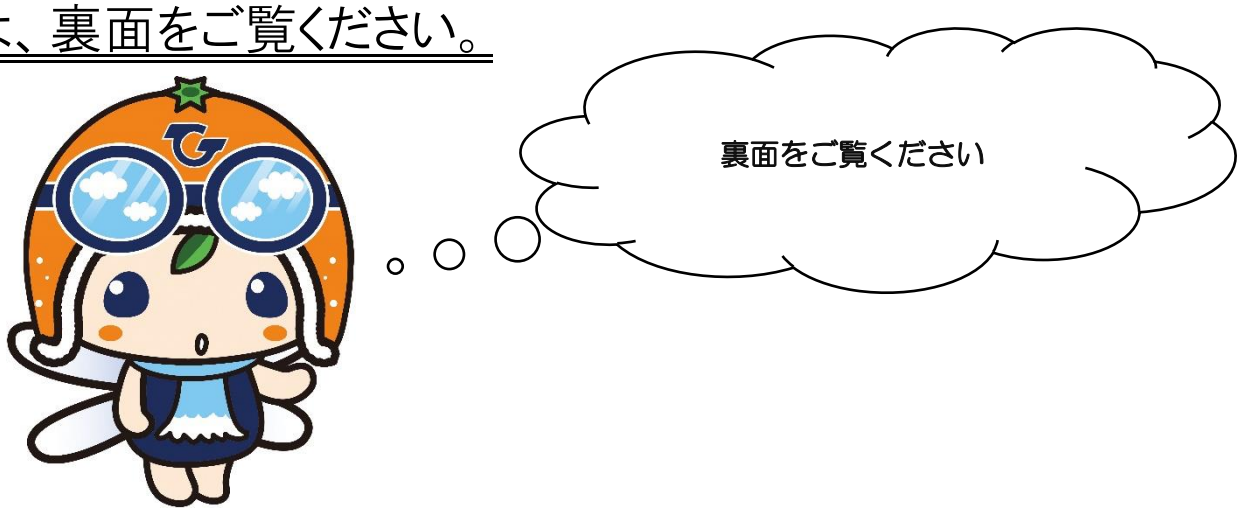

広野町タクシー利用料金助成事業について

【対象となる方】

広野町に住民票（住民基本台帳）を有し、以下の要件に該当する方

（1）申請日の属する年度の4月1日現在において 75 歳以上の方

（2）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）などの規定による手帳の交付を受けた方

（3）妊娠中または出産後1年以内の方

（4）運転免許証を自主返納した方（ただし、広野町高齢者運転免許証自主返納者支援事業のタクシー利用券を利用する場合は除く。）

【申請方法】

役場総務課窓口にて申請してください。（※申請書は役場窓口で準備します。）申請の際は、資格に要する本人確認などができるものをご提示してください。

【交付枚数】 ※交付枚数は以下の申請時期により異なります。

4～6月に申請した方・・・・・・・・・・・・48 枚

7～9月に申請した方・・・・・・・・・・・・36 枚

10～12月に申請した方・・・・・・・・・24 枚

1～3月までに申請した方・・・・・・・・12 枚

【利用方法】

タクシー券は1枚 500 円券とし、運賃を支払う際にタクシードライバーに提出してください。（※一度に何枚でも使用できますがおつりは出ません。）また、タクシー券の有効期限は、利用決定日の属する年度の末日までとなり、利用区間は町内のみとなります。

【利用できるタクシー会社】

広野タクシー有限会社 TEL：0240 - 27 - 2151　　営業時間 午前7時～午後9時

（問い合わせ先 広野町役場総務課 27-2111）